

# 用地調査等業務費積算基準 新旧対照表

H 2 5 . 1 2 . 2 7 付国関整企第 1 3 2 号用地部長通知

(最近改正:H 3 1 . 3 . 1 5 付国関整企第 2 3 4 号)

赤字下線:今回改正箇所

u003cbr>

新								旧												
<p>(1) 木造建物の調査及び算定</p> <p>木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表 6-4 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-5 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。</p>								<p>(1) 木造建物の調査及び算定</p> <p>木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表 6-4 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-5 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。</p>												
表 6-4								表 6-4												
区 分				判 断 基 準				区 分				判 断 基 準								
木造建物 A				専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの				木造建物 A				専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの								
木造建物 B				農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの				木造建物 B				農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの								
木造建物 C				工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するものただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く				木造建物 C				工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するものただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く								
表 6-5								表 6-5												
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考	
				調 査	図面等	算 定	調 査							図面等	算 定					
木造建物 A	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	—	0.51 人 1.55 人 1.10 人 0.12 人		木造建物 A	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	0.51 人 1.55 人 1.10 人 0.12 人	
			技師 A	0.30	0.09	0.12	0.30	0.09						0.12						
			技師 B	0.30	0.83	0.42	0.30	0.83						0.42						
			技師 C	0.30	0.62	0.18	0.30	0.62						0.18						
			技師 D	—	—	0.12	—	—						0.12						
木造建物 B	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	0.56 人 1.79 人 1.28 人 0.12 人		木造建物 B	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	0.56 人 1.79 人 1.28 人 0.12 人		
			技師 A	0.35	0.09	0.12	0.35						0.09	0.12						
			技師 B	0.35	1.02	0.42	0.35						1.02	0.42						
			技師 C	0.35	0.75	0.18	0.35						0.75	0.18						
			技師 D	—	—	0.12	—						—	0.12						
木造建物 C	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	0.39 人 1.10 人 0.64 人 0.12 人		木造建物 C	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	0.39 人 1.10 人 0.64 人 0.12 人		
			技師 A	0.21	0.09	0.09	0.21						0.09	0.09						
			技師 B	0.21	0.57	0.32	0.21						0.57	0.32						
			技師 C	0.21	0.25	0.18	0.21						0.25	0.18						
			技師 D	—	—	0.12	—						—	0.12						

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-6 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-6 の補正率表を適用するものとする。

新

要する費用

表 6-6

建物延べ面積	70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

300 m <sup>2</sup> 以上 450 m <sup>2</sup> 未満	450 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,400 m <sup>2</sup> 未満
2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表 6-7 により行うものとする。  
ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

表 6-7

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98 人		
			技師 A	0.74	2.43	—	3.17 人		
			技師 B	0.74	0.54	0.81	2.09 人		
			技師 C	—	0.27	0.06	0.33 人		
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人		

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-8 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6-8

建物延べ面積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 700 m <sup>2</sup> 未満
--	--	--

旧

表 6-6

建物延べ面積	70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

300 m <sup>2</sup> 以上 450 m <sup>2</sup> 未満	450 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,400 m <sup>2</sup> 未満
2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表 6-7 により行うものとする。  
ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

表 6-7

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定			
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98 人		
			技師 A	0.74	2.43	—	3.17 人		
			技師 B	0.74	0.54	0.81	2.09 人		
			技師 C	—	0.27	0.06	0.33 人		
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人		

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-8 の補正率表を適用するものとする。

表 6-8

建物延べ面積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 700 m <sup>2</sup> 未満
--	--	--

新								
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.98	1.41	—	2.39人	
			技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イの場合
			技師A	0.41	0.12	0.06	0.59人	
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

構造計算を行う場合

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.87	9.64	—	10.51人	
			技師B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.67	8.12	—	8.79人	
			技師B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.98	6.40	—	7.38人	
			技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イの場合
			技師A	0.41	1.47	0.06	1.94人	
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。  
ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

旧								
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.98	1.41	—	2.39人	
			技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イの場合
			技師A	0.41	0.12	0.06	0.59人	
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

構造計算を行う場合

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.87	9.64	—	10.51人	
			技師B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.67	8.12	—	8.79人	
			技師B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.98	6.40	—	7.38人	
			技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イの場合
			技師A	0.41	1.47	0.06	1.94人	
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。  
ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表 6-15 の区分によるものとする。

表 6-15

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 m <sup>2</sup> 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表 6-15 の区分によるものとする。

ただし、調査対象となる工場等に設置されている機械設備状況が次の各号のうち 2 以上該当すると認められる場合には、区分を 1 ランク上げることができるものとする。

(例 機械設備 B を C とする。)

(i) 機械設備の数が標準的（作業員が安全上心配なく作業できる。）工場より多い。

(ii) 配管、配線の系統が複雑（クロスしたり分岐、集合している。）かつ多い。

(iii) 自動（ロボット）化された機械が比較的多い。

(iv) プラント（原材料を投入すれば製品または半製品となる。）化機械（装置）が多い。

(v) 規模の大きな機械が多い。

(vi) 特殊な機械が多い。

(vii) 製品等の多種品の製造装置を持っている。

(viii) 受電契約電圧が 6,000 V 以上である。

表 6-15

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 m <sup>2</sup> 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業

新

機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
-------	---

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6 - 16 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表 6 - 16

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技師D	—	—	0.22	0.22人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師B	1.35	3.97	—	5.32人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	

旧

機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
-------	---

機械設備E 機械設備Dに掲げる業種のうち、(1)機械設備の区分のただし書きに該当すると判断されたもの

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6 - 16 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表 6 - 16

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技師D	—	—	0.22	0.22人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師B	1.35	3.97	—	5.32人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
		<u>設置面積</u>	<u>主任技師</u>	<u>1.53</u>	<u>0.42</u>	<u>0.60</u>	<u>2.55人</u>	

新

旧

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-17の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
  - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-17の補正率表を適用するものとする。

機械設備E	事業所	400㎡以上	技師 A	1.53	3.73	3.76	9.02人
		600㎡未満	技師 B	1.53	4.49	—	6.02人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人

機械設備Aの場合 表6-17

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備Aの場合 表6-17

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C及びDの場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

機械設備B、C、D及びEの場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-18によって行うものとする。

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-18によって行うものとする。

表6-18

表6-18

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人	
			0.14	0.91	0.14	1.19人	

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人	
			0.14	0.91	0.14	1.19人	

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。





新							
生産設備B	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74人
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75人
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11人
			技師 D	—	—	0.19	0.19人
生産設備C	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52人
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11人
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69人
生産設備D	箇所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人
			技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31人
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79人
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34人
			技師 D	—	—	0.17	0.17人

旧							
生産設備B	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.38	0.06	0.06	0.50人
			技師 B	0.38	0.83	0.37	1.58人
			技師 C	0.38	0.66	0.06	1.10人
			技師 D	—	—	0.06	0.06人
生産設備C	設備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.22	0.06	0.06	0.34人
			技師 B	0.22	0.56	0.25	1.03人
			技師 C	0.22	0.50	0.06	0.78人
			技師 D	—	—	0.06	0.06人
生産設備D	箇所	—	技師 A	0.13	0.06	0.06	0.25人
			技師 B	0.13	0.31	0.12	0.56人
			技師 C	0.13	0.27	0.06	0.46人
			技師 D	—	—	0.06	0.06人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-21の補正率表を適用するものとする。  
 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。  
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用  
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-21の補正率表を適用するものとする。

表6-21

設備の延べ面積	300㎡未満				
	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満			5,000㎡以上 7,000㎡未満		7,000㎡以上 9,000㎡未満	
	3.40	4.70	6.20	7.50			

ハ 生産設備の見積  
 生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-22によって行うものとする。

表6-22

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人		
			0.23	0.41	0.23	0.87人		

表6-21

設備の延べ面積	300㎡未満				
	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満		5,000㎡以上 7,000㎡未満		7,000㎡以上 9,000㎡未満	
	3.40	4.70	6.20	7.50		

ハ 生産設備の見積  
 生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-22によって行うものとする。

表6-22

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定			
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人		
			0.23	0.41	0.23	0.87人		



新

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表6-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。

ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-23

区 分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

- 注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。
- 注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-24

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	

旧

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表6-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。

ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-23

区 分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

- 注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。
- 注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-24

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	

新

			技師 D	—	—	0.07	0.07 人
住宅敷地 C	戸	敷地面積 200 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人
農家敷地 A	戸	敷地面積 600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人
			技師 D	—	—	0.18	0.18 人
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人
			技師 B	0.13	—	0.30	0.43 人
			技師 C	0.13	0.61	0.09	0.83 人
			技師 D	—	—	0.15	0.15 人

注 1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注 2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-25 の補正率表を適用するものとする。

注 3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注 4 本表は、石綿要領第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6-25

敷地の面積	500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 4,000 m <sup>2</sup> 未満	4,000 m <sup>2</sup> 以上 8,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 28,000 m <sup>2</sup> 未満
5.70	7.80	10.40

旧

			技師 D	—	—	0.07	0.07 人
住宅敷地 C	戸	敷地面積 200 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人
農家敷地 A	戸	敷地面積 600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人
			技師 D	—	—	0.18	0.18 人
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人
			技師 B	0.13	—	0.30	0.43 人
			技師 C	0.13	0.61	0.09	0.83 人
			技師 D	—	—	0.15	0.15 人

注 1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注 2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-25 の補正率表を適用するものとする。

注 3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 6-25

敷地の面積	500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 4,000 m <sup>2</sup> 未満	4,000 m <sup>2</sup> 以上 8,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 28,000 m <sup>2</sup> 未満
5.70	7.80	10.40

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 6 - 26 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6 - 27 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表 6 - 26 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表 6 - 26

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、<b>株物</b>、<b>玉物</b>、<b>生垣</b>、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をい</p>

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 6 - 26 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6 - 27 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表 6 - 26 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表 6 - 26

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、<b>株物類</b>、<b>玉物類</b>、<b>生垣用木</b>、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をい</p>

7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

なお、これにより難い場合は、別途積算するものとする。

$$\text{照応建物の詳細設計費} = (\text{図面作成枚数}) \times (\text{図面作成費} \times \text{依頼度})$$

(図面作成費)：建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費。

(1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。

この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により認定するものとする。(建物1㎡当たり図面枚数は表9-10を標準とする。)

なお、表9-10の建物面積1㎡当たり図面枚数は、[産業標準化法](#)(昭和24年法律第185号)第11条により制定された[日本産業規格](#)(以下「[日本産業規格](#)」という。)A列1番(以下「A1判」という。)を標準としたところである。[日本産業規格](#)A列2番(以下「A2判」という。)を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。

図面枚数表(建物面積1㎡当たり・A1判)

表9-10

用途区分 建物の延べ面積	イ	ロ	ハ
200㎡未満	0.067	0.087	0.047
200㎡以上 400㎡未満	0.042	0.053	0.030
400㎡以上 600㎡未満	0.035	0.044	0.026
600㎡以上 1,000㎡未満	0.030	0.039	0.021
1,000㎡以上 1,500㎡未満	0.026	0.034	0.019
1,500㎡以上 2,000㎡未満	0.023	0.030	0.017
2,000㎡以上 3,000㎡未満	0.021	0.027	0.015
3,000㎡以上 4,000㎡未満	0.019	0.024	0.013
4,000㎡以上 5,000㎡未満	0.017	0.022	0.012

7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

なお、これにより難い場合は、別途積算するものとする。

$$\text{照応建物の詳細設計費} = (\text{図面作成枚数}) \times (\text{図面作成費} \times \text{依頼度})$$

(図面作成費)：建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費。

(1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。

この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により認定するものとする。(建物1㎡当たり図面枚数は表9-10を標準とする。)

なお、表9-10の建物面積1㎡当たり図面枚数は、[工業標準化法](#)(昭和24年法律第185号)第11条により制定された[日本工業規格](#)(以下「[日本工業規格](#)」という。)A列1番(以下「A1判」という。)を標準としたところである。[日本工業規格](#)A列2番(以下「A2判」という。)を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。

図面枚数表(建物面積1㎡当たり・A1判)

表9-10

用途区分 建物の延べ面積	イ	ロ	ハ
200㎡未満	0.067	0.087	0.047
200㎡以上 400㎡未満	0.042	0.053	0.030
400㎡以上 600㎡未満	0.035	0.044	0.026
600㎡以上 1,000㎡未満	0.030	0.039	0.021
1,000㎡以上 1,500㎡未満	0.026	0.034	0.019
1,500㎡以上 2,000㎡未満	0.023	0.030	0.017
2,000㎡以上 3,000㎡未満	0.021	0.027	0.015
3,000㎡以上 4,000㎡未満	0.019	0.024	0.013
4,000㎡以上 5,000㎡未満	0.017	0.022	0.012

**第11 再算定業務**

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

**1 打合せ協議**

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

**2 現地踏査**

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表11-1により行うものとする。

表11-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13 人	
		—	技師 B	0.13 人	

注 再調査を伴う場合のみ計上するものとする。

**3 再算定業務（再調査不要）**

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」（4）及び（5）により行うものとする。

**4 再調査業務**

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

- （1）建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第6建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- （2）建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査外業及び調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとする。
- （3）建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。  
なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。
- （4）建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、（2）及び（3）により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。
- （5）機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む）の一部が新設又は新たな設備に設置替えさ

**第11 再算定業務**

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

**1 打合せ協議**

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

**2 現地踏査**

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表11-1により行うものとする。

表11-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13 人	
		—	技師 B	0.13 人	

注 再調査を伴う場合のみ計上するものとする。

**3 再算定業務（再調査不要）**

再算定業務（再調査不要）は、原則として、**移転工法及び**補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」（4）及び（5）により行うものとする。

**4 再調査業務**

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

- （1）建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第6建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- （2）建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査外業及び調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとする。
- （3）建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。  
なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。
- （4）建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、（2）及び（3）により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。
- （5）機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む）の一部が新設又は新たな設備に設置替えさ

新					旧				
裁 決 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	裁 決 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査	物件有	件	1		現地踏査	物件有	件	1
		物件無	件	1			物件無	件	1
	資料の整理・検討		件	1		資料の整理・検討		件	1
	裁決申請書(案)等の作成		件	1		裁決申請書(案)等の作成		件	1
	図面の作成	起業地表示図等	件	1		図面の作成	起業地表示図等	件	1
		土地調書添付図面	筆	1			土地調書添付図面	筆	1
その他参考図書の作成		件	1	その他参考図書の作成		件	1		
明 渡 裁 決 申 立 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	明 渡 申 立 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査	物件有	件	1		現地踏査	物件有	件	1
		物件無	件	1			物件無	件	1
	資料の整理・検討		件	1		資料の整理・検討		件	1
	明渡裁決申立書(案)等の作成	物件有	件	1		明渡裁決申立書(案)等の作成	物件有	件	1
		物件無	件	1			物件無	件	1
	図面の作成		件	1		図面の作成		件	1
その他参考図書の作成		件	1	その他参考図書の作成		件	1		
再 算 定 業 務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	再 算 定 業 務	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		権利者	1		現地踏査		権利者	1
	営業(再調査・再算定)		事業所	1		営業(再調査・再算定)		事業所	1
	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1		仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1
		賃貸物件	事業所	1			賃貸物件	事業所	1
土 地 評 価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	土 地 評 価	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業 務	1		現地踏査		業 務	1
	地域区分及び標準地選定等		業 務	1		地域区分及び標準地選定等		業 務	1
	標準地価格の算定		標準地	1		標準地価格の算定		標準地	1
	各画地の評価格算定		1画地	1		各画地の評価格算定		1画地	1
	残地補償算定		1画地	1		残地補償算定		1画地	1



新					旧					
補償説明	評価格の調整		業 務	1		評価格の調整		業 務	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1		現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等	補償説明等 A	権利者	1		概況ヒアリング等	補償説明等 A	権利者	1	
		補償説明等 B	権利者	1			補償説明等 B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等 A	権利者	1		説明資料等の作成	補償説明等 A	権利者	1	
		補償説明等 B	権利者	1			補償説明等 B	権利者	1	
	補償説明	補償説明等 A	権利者	1		補償説明	補償説明等 A	権利者	1	
		補償説明等 B	権利者	1			補償説明等 B	権利者	1	
	消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1
消費税等調査		営業調査有	事業者	1	消費税等調査		営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1			営業調査無	事業者	1	
事前調査、事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業 務	1	現地踏査		業 務	1		
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1		事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
			戸	1				戸	1	
			箇所	1				箇所	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1		事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
			戸	1				戸	1	
			箇所	1				箇所	1	
	算定	木造建物・非木造建物	棟	1		算定	木造建物・非木造建物	棟	1	
			戸	1				戸	1	
			箇所	1				箇所	1	
	費用負	打合せ協議	中間打合せ	回	1	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
現地踏査			業 務	1	現地踏査		業 務	1		

新					旧						
担 の 説 明	概況ヒアリング等		権利者	1		担	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1		説	説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1		明	費用負担説明		権利者	1	